

智辯学園高等学校応援会規約

(名称及び事務所)

- 第1条 本会は智辯学園高等学校応援会と称する。
第2条 本会の事務所は智辯学園事務局内に置く。

(目的)

- 第3条 本会は智辯学園高等学校野球部の第九十八回選抜高等学校野球大会甲子園出場を応援することを主たる目的とする。但し本大会終了とともに解散するものとする。

(役員)

- 第4条 本会は智辯学園高等学校野球部の第九十八回選抜高等学校野球大会甲子園出場を応援する本学園育友会会員、振興会会員、同窓会会員、辯天宗信者及びその他の協賛者をもって組織する。

(役員)

- 第5条 会長 1名 育友会会長
副会長 9名 振興会会長、スポーツクラブ会長、同窓会会長、
辯天宗信者代表、野球部保護者代表、学校代表
幹事 若干名 育友会、振興会、同窓会、学校
会計 3名 育友会会計、同窓会会計、学校会計
会計監査 2名 育友会、同窓会
第6条 役員は会員から選出され、学校法人智辯学園理事長及び智辯学園高等学校校長の承認を得るものとする。任期は会発足より甲子園出場終了までとする。

(会計)

- 第7条 会員は本会の定める会費を納入する。
第8条 本会の経費は次に挙げるもので支弁する。

- 1、会費
- 2、寄付金

- 第9条 本会の会計は本会発足に始まり甲子園出場終了とともに終わるものとする。

- 第10条 本会の決算は甲子園大会出場終了後、会員に報告するものとする。

附 則

- 第1条 本会の会費は一口五、〇〇〇円とし口数は任意とする。
第2条 会費は申し込みと同時に納入する。
第3条 本会の剰余金は智辯学園野球部及び他のクラブ活動の発展強化のため寄付するものとする。